

平成 28 年度再商品化実施委託単価について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
評議員会 資料
平成 27 年 12 月 11 日

●「再商品化実施委託単価」算出の計算式

$$\text{再商品化実施委託単価} = \frac{\text{① 市町村からの引取り見込量} \times \text{② 再商品化事業者見込委託単価} + \text{③ 協会経費}}{\text{④ 再商品化総費用} \div \text{⑤ 特定事業者等からの再商品化実施委託申込み見込み量}}$$

<平成 28 年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村 引取り 見込量 (トン)	②再商品化 事業者見込 委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化 総費用 (千円) ≡ (①×②) +③	⑤特定事業者 等からの 再商品化実 施委託申込 見込量(トン)	⑥平成 28 年度 再商品化実 施委託単価 ≡ ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	115,000	4,600	93,265	622,265	150,000	4,200
	茶色	127,000	5,100	93,265	740,965	136,000	5,500
	その他色	130,000	7,300	93,265	1,042,265	108,000	9,700
PET ボトル		9,900	30,000	825,597	*641,061	290,000	2,300
紙製容器包装		4,800	6,000	395,819	424,619	35,880	12,000
プラスチック製容器包装		669,393	52,661	882,000	36,133,000	804,000	45,000

注 1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注 2) 端数調整のため、(①×②) +③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくありません。

*PET ボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用 297,000 (千円)、協会経費 825,597 (千円) を合算した 1,122,597 千円となりますが、平成 28 年度有償収入に関わる消費税相当額 481,536 (千円) を充当するため実質的な負担費用は、641,061 千円となります。

(参考) 平成 27 年度再商品化実施委託単価について

<平成 27 年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (対比用；単価・金額共税抜で計算)

		①市町村 からの引取 り見込量 (トン)	②再商品化 事業者 見込 委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化 総費用 (千円) ≡ (①×②) + ③	⑤特定事業者等 からの再商品化 実施委託申込 見込量(トン)	平成 27 年度 再商品化実 施委託単価 ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	115,000	4,800	92,976	644,976	149,000	4,400
	茶色	127,000	5,300	92,976	766,076	132,000	5,800
	その他色	128,000	6,900	92,976	976,176	104,000	9,400
PET ボトル		2,000	72,200	1,704,342	*896,949	280,000	3,300
紙製容器包装		6,250	6,500	392,878	433,503	35,670	13,000
プラスチック製容器包装		673,256	53,635	1,005,529	37,115,615	805,200	47,000

注 1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注 2) 端数調整のため、(①×②) +③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくありません。